

# 「広がれボランティアの輪」連絡会議 ～ボランティア・市民活動の推進に関する 関係省庁との懇談会～

## 内閣府説明資料



令和4年8月

内閣府政策統括官(防災担当)付

普及啓発・連携担当

# 災害ボランティアの活動内容と活動主体



- 災害が発生すると被災地の内外からボランティアが駆けつけ、行政の手の届かない様々な被災者支援を実施
- 主に個人ボランティアの活動を調整する社会福祉協議会、専門的な能力を活かすNPO等、様々な主体が活動

## 活動内容

### 主な活動

#### 被災者の生活支援

- ・ 被災家屋の泥かき
- ・ 被災家屋の清掃、
- ・ ブルーシート張り



#### 買い物代行、情報提供



#### 被災者の安否確認、見守り、 困りごと相談



#### 支援物資の運搬、仕分け



#### 避難所の運営支援（生活環境 改善、炊き出し、洗濯等）



### その他多様なニーズへの対応

## 活動主体

### <災害ボランティアセンター>

主に、被災地域の市町村社会福祉協議会が設置・運営



熊本市（熊本地震）



那須塩原市（東日本台風）



宮城県丸森町（東日本台風）

### <NPOなど民間の多様な被災者支援主体>

災害ボランティアセンターを通じたボランティア以外にも多様な民間主体が被災者を支援

【NPO】福祉、教育、建物修理・解体、生活環境の調査・改善など専門的な知見を活かした支援。



支援物資の運搬



在宅避難者実態調査



ゴミ出し支援

【企業・経済団体】企業のCSRとして物資・サービスの提供、社員のボランティア参加、支援団体への資金・物資援助等

【日本赤十字社】医療救護等の本来業務ほか、炊き出し、避難所での健康支援活動、心のケア等の被災者支援等

※ その他、生活協働組合、青年会議所、学校法人、宗教法人等様々な団体が、被災者支援に活動

# 災害ボランティアに関する潮流と政府の対応



- 阪神・淡路大震災（H7）を契機にボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる（ボランティア元年）
- 新潟県中越地震（H16）等を受け、市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営する流れが定着
- 東日本大震災（H23）で、NPO、企業等多様な主体の支援が広がる一方、主体間の活動調整の難しさが顕在化
- 熊本地震（H28）で行政・社協・NPO等の連携が始まる。団体活動を調整する中間支援組織（JVOAD）が設立

主な災害とボランティア活動			ボランティア活動の潮流	政府の対応	
年	名称	延べ参加人数			
第1期	H7	<b>阪神淡路大震災</b>	約133.7万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる（<b>ボランティア元年</b>）</li> <li>★ 多数のボランティアが入り、大混乱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>災対法改正（平成7年）</b> 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨を明記</li> </ul>
	H9	ナホトカ号海難事故	約27万人		
第2期	H16	台風23号 <b>新潟県中越地震</b>	約5.6万人 約9.5万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（VC）の設置・運営を担うことが主流となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災ボランティア活動検討会 平成16年から内閣府にて開始</li> </ul>
	H19	能登半島地震	約5.6万人		
	H21	中越沖地震 台風9号	約9.5万人 約2.2万人		
第3期	H23	<b>東日本大震災</b>	約150万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ NPO、NGO、企業等がボランティア活動（災害VCを通らないボランティアが約400万人）</li> <li>☆ 専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応</li> <li>★ ボランティア団体のネットワーク化が課題になる</li> <li>★ NPOボランティアの活動を調整する「中間支援組織」の必要性が注目される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>災対法改正（平成25年）</b> 『行政がボランティアとの連携に努める』旨を明記。 防災基本計画も改正</li> </ul>
	H26	広島豪雨災害	約4.3万人		
	H27	関東・東北豪雨災害	約4.7万人		
第4期	H28	<b>熊本地震</b>	約11.8万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 行政・社協・NPO等の連携による「情報共有会議」の実施（火の国会議）</li> <li>☆ <b>中間支援組織JVOADが設立</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「ガイドブック～三者連携を目指して」（平成30年4月）</li> <li>■ 防災基本計画改定（平成30年） 「中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る」旨を明記</li> <li>■ 防災基本計画改定（令和元年） 「情報共有会議の整備を推進する」旨、明記</li> <li>■ JVOADとのタイアップ宣言（令和元年）</li> <li>■ 災害VC運営費の一部を災害救助法の国庫負担対象化（令和2年7月～）</li> </ul>
	H29	九州北部豪雨	約6万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 被災地で情報共有会議の実施</li> <li>☆ 被災地（県別）、全国レベル（東京）で情報共有会議の実施</li> <li>☆ 平常時からの三者連携体制の構築が進展</li> <li>☆ 行政・社協・NPO等が連携した大規模な災害廃棄物処理のオペレーション（One Nagano）が実施</li> </ul>	
	H30	平成30年7月豪雨	約26.3万人		
	R1	北海道胆振東部地震 8月の前線に伴う大雨	約1.3万人 約1.1万人		
	R2	令和元年房総半島台風	約2.3万人		
	R2	令和元年東日本台風	約9.7万人		
	R3	令和2年7月豪雨	約4.8万人		
R3	令和3年7月1日からの大雨 令和3年8月の大雨	約0.3万人 約0.5万人			

# 災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

## <背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

## <概要>

- 対象事務 : 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
  - 対象経費 : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
    - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)
    - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
- ※令和2年7月豪雨以降の災害に適用



## 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）【関係箇所抜粋】

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

→東日本大震災後のH25改正で追加

（施策における防災上の配慮）

第8条（略）

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二（略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

→阪神・淡路大震災後のH7改正で追加

十四～十九（略）

# 防災基本計画における災害ボランティア活動の位置付け



## 防災基本計画(令和4年6月17日中央防災会議決定)【主要箇所抜粋】

### <防災の基本理念及び施策の概要>

・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

→「避難所運営等に関する研修」はR4改正で追加

### <防災ボランティア活動の環境整備>

○市町村(都道府県)は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、**ボランティア活動や避難所運営等に関する研修**や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う**情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進**するものとする。

○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、**被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制**を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

→R元改正で追加

### <ボランティアの受入れ(災害応急対策時)>

○国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

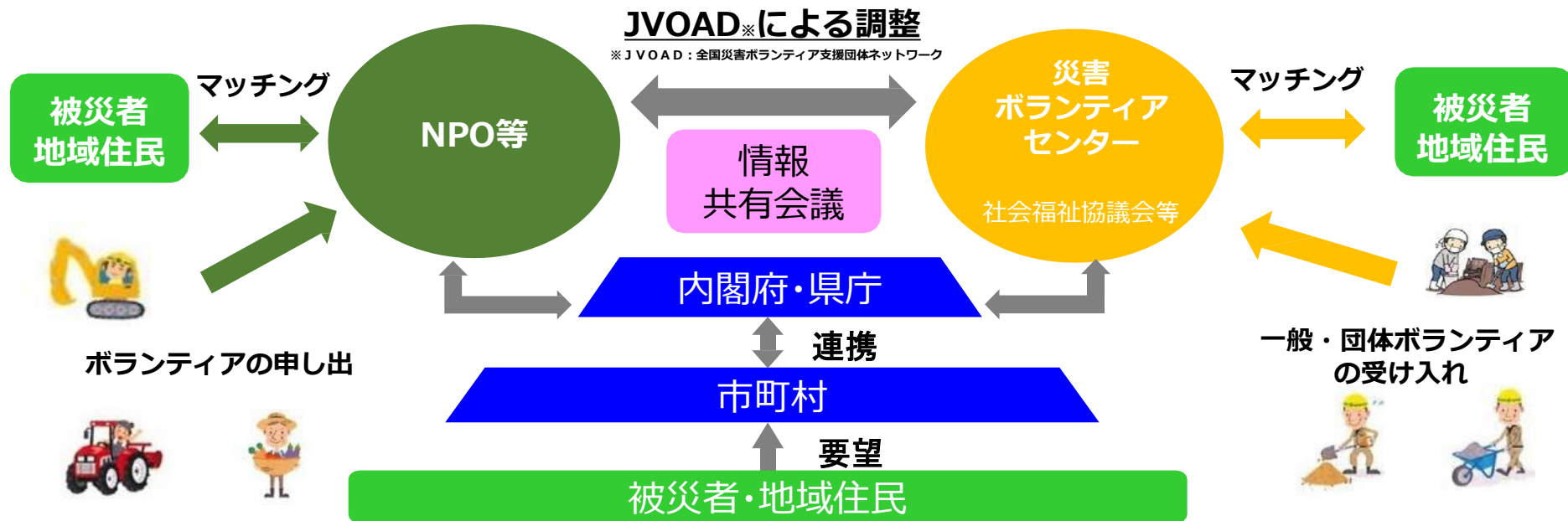
→R3改正で追加

○都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する**災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすること**ができる。

→H28改正で追加

→「中間支援組織」はH30改正で追加

○地方公共団体は、社会福祉協議会、**地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携**を図るとともに、**中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)**を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。



## 令和3年の災害時の情報共有会議について

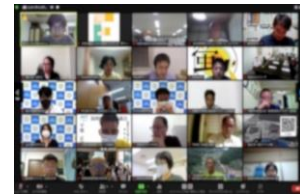
### (1) 全国レベルでの情報共有会議を開催

東京において、内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、厚生労働省、環境省が出席する会議を開催。

### (2) 各県(3県)にて情報共有会議を開催

静岡県	○「静岡県ボランティア本部・情報センター情報共有会議」(7/3,4,7) ○「連絡調整会議」(7/5,6,7,8,12,13,14,15,16,19,21,26、8/2,10,17,23,30) ○「ふじのくに災害支援者会議」(7/9) ○「伊豆山地区支援団体情報交換会」(7/18、8/2,5,12,19,25、9/3,9)
福岡県	○「福岡県における大雨災害に関する情報共有会議」
佐賀県	○「葉隠会議」(8/15,16,17,18,19,20,21,25,28、9/1,4,8,11,18,25、10/2,9,23、11/12、12/18)

### (3) 情報共有会議の実施風景(左:静岡県、右:福岡県)



### <参考> 全国のボランティア・NPO等の活動状況

	令和3年7月1日から の大雨	令和3年8月の大雨
災害ボランティアセンターの開設数	7市	11市町
ボランティアの活動人数	2,822人	4,711人
NPO等の活動団体数	51団体	131団体



## 房総半島台風

- 千葉県では暴風等により住宅の屋根被害が発生し、技術を有するNPO等によりブルーシート設置による応急対応が行われた。今後、同様の被害が生じた場合に備え、対応策事例を都道府県・政令市に紹介

- 被災住宅への応急対応（ブルーシート設置）や修理を円滑に進めるための、対策例を都道府県・政令市へご紹介



<千葉県の事例>



<国交省の事例>

- ブルーシート設置の講習会を実施できるNPO団体を都道府県・政令市にご紹介

【ブルーシート設置の講習会を実施出来るNPO団体】 \*各団体の詳細情報については別紙ご参照下さい。

団体名	代表者	団体の本拠地	講習会の経験*
①災害ボランティア愛・知・人	赤池 博英	愛知県春日井市	木更津市
②関東風組	小林 直樹	千葉県松戸市	鉾南町
③コミサボひろしま	小玉 幸浩	広島県呉市	鉾南町
④災害救援レスキューアシスト	中島 武	大阪府	磯川市
⑤DEF-災害エキスパートファーム	鈴木 暢	-	鉾南町
⑥Big Up 大阪	松本 佑樹	大阪府	南房総市



自衛隊向け講習会



民間団体向け講習会

## 東日本台風

- 災害ボランティアセンターを通じた約19.7万人のボランティア及び約450の支援団体が活動を実施



床下の泥の撤去  
(宮城県丸森町)



りんご農園の泥の撤去  
(長野県長野市)

## One NAGANO: 官民連携の好事例

- 千曲川が破堤した長野市では、市民、ボランティア、NPO団体等、国、県、市の行政、自衛隊が協働し、泥や災害廃棄物を被災地区から撤去する **One Nagano (ワンナガノ)** と呼ばれるオペレーションを実施。
- 官民の被災者支援活動の連携における顕著な好事例。



市民、ボランティアが集積地に運搬



自衛隊が地区外に運搬



# 災害ボランティアに関する内閣府の主な取組



## ◆発災時における情報共有会議の開催

平成30年7月豪雨以降、行政・社会福祉協議会・NPOの三者が連携した被災者支援が行えるよう、全国レベル・地域レベルで支援活動情報の交換等を行う「情報共有会議」を定期的開催することが定着。

### <全国情報共有会議>

- ・内閣府【行政代表】
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)【NPO代表】
- ・全国社会福祉協議会【ボランティア代表】

### <被災地での情報共有会議>

- ・県単位・市町村単位で県ごとの情報共有会議を開催



第2回全国情報共有会議

## ◆内閣府とJVOADによる三者連携・協働タイアップ宣言

平時から行政とNPOが「顔の見える関係」となり、発災時の「情報共有会議」の開催を円滑化するため、内閣府とJVOADがタイアップ宣言

○調印式：令和元年5月20日（月）



タイアップ宣言調印式

## ◆多様な主体による連携・協働に関する検討会の開催

### ○「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の具体化検討

「防災・減災、国土強靱化新時代」防災教育・周知啓発ワーキンググループ災害ボランティアチーム提言(R3. 5)を踏まえ、避難生活支援を担うボランティア人材の発掘・スキルアップ支援等のための研修カリキュラムや人材マッチングの仕組みを検討中。

- ・全体検討会：令和3年10月～
- ・カリキュラム検討チーム：令和3年10月～

### ○被災者支援に関する官民連携検討会

被災者支援に専門能力を有するNPO等の民間団体と行政との連携を図るため、民間団体等からのヒアリング等を実施中（令和3年10月～）。

## ◆多様な主体による連携に向けた研修会

各都道府県における「多様な主体による連携・協働体制」を作ることを目的に、研修会・訓練を実施。

令和3年度は、各都道府県の取組状況に合わせ、「基礎研修」「連携関係づくり研修」「中核人材育成研修」の3層にわたる研修会を実施。

### <令和3年度の開催実績>

- 基礎研修…34都道府県
- 連携関係づくり研修…3県
- 中核人材育成研修…4道府県



## ◆ボランティア間のネットワーク形成支援

「防災ボランティアのつどい」を開催し、ボランティア相互の交流促進を図る（平成7年～）。

令和4年2月6日（日）に新潟県にて開催（オンラインでも配信）。

### <内容>

「能登半島地震」、「新潟県中越沖地震」をテーマに、ボランティア活動の連携・協働に関するパネルディスカッションを実施



第1部の様子



第2部の様子



## 各都道府県の取組状況に合わせ、3つの連携促進のための研修会を実施

### 3. 中核人材育成研修（先駆県向け研修）

条件：多様な被災者支援主体の連携に関する取組実績／継続的な会議、訓練、研修等の実績がある

### 2. 連携関係づくり研修（顔合わせ研修）

条件：「1. 基礎研修」を事前に受講している

### 1. 基礎研修（オンデマンド配信）

- **連携のさらなる向上**（庁内・市区町村の連携強化）を目的に開催
- 1回あたり半日、全3回シリーズ
- 庁内・分野別連携、市町村の体制強化に関する演習等や受講地域間の情報交換を実施

- **連携体制の構築をこれから進めようとしている**都道府県を対象に開催
- 1日研修（オンライン開催と実会場での演習を予定）
- 事前ヒアリングをもとに研修内容を検討し、テーマにあわせた講義と演習を実施

- **すべての都道府県・市区町村**職員対象とし、官民連携・庁内部局内連携の基礎を学ぶオンライン研修
- **いつでも、どこでも受講可能。**LMS（学習管理システム）を活用し、動画受講、確認テスト後に修了書発行

#### 【研修実施結果】

- **中核人材育成研修** ⇒ 神奈川県、大阪府、佐賀県の3府県の行政、社協、NPO等民間団体の職員が受講
- **連携関係づくり研修** ⇒ 千葉県、奈良県、徳島県の3県の行政、社協、NPO等民間団体の職員が受講
- **基礎研修** ⇒ 34都道府県の行政、社協、NPO等民間団体の職員が受講（3月10日現在：254名）

令和4年度も引き続き、同様の研修会を実施（現在、都道府県宛に実施意向の確認中）



- 災害による負傷の悪化や、避難生活等における身体的負担が原因で亡くなる、いわゆる「災害関連死」への対応が必要。
- 特に避難所において、生活環境の悪化、高齢者・障害者・女性・子ども・外国人等の孤立等により、心身が不安定になりやすく、健康を損ね、災害関連死につながってしまうことが課題。
- 避難所の生活環境を改善し、災害関連死を減らしていくことが必要。

## 災害関連死の概要

### 定義

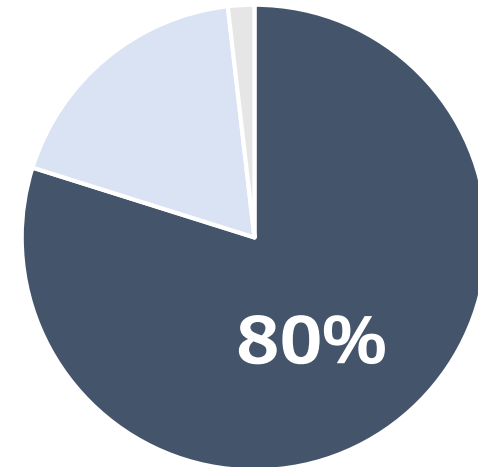
- ・ 当該災害による負傷の悪化は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

### 災害関連死の例

- ・ 避難中の車内で74歳女性が、疲労による心疾患で死亡
- ・ 78歳男性が、地震後の疲労等による心不全で死亡
- ・ 83歳女性が慣れない避難所生活から肺炎状態となり、入院先の病院で死亡
- ・ 32歳男性が、地震による疲労が原因と思われる交通事故による死亡
- ・ 43歳女性が、エコミー症候群の疑いで死亡
- ・ 88歳男性が地震による栄養障害及び持病の悪化等により死亡
- ・ 83歳女性が地震のショック及び余震への恐怖が原因で、急性心筋梗塞により死亡と推定

## 災害関連死の割合（熊本地震）

- ・ 熊本地震では、人的被害の8割は災害関連死



- 災害関連死
- 警察が検視により確認した死者数
- 地震後の豪雨による死者数



## 避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築

～地域の災害専門ボランティアの力を活かす仕組み・体系の構築～

### 「エコシステム」

動植物の食物連鎖や物質循環といった生物群の循環系という意味から転じ、ある分野の構成員の協調関係、連携関係の中で、全体がうまく回る状況を表すものとして使用。

### 「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」

避難生活支援において、行政、避難者（地域住民）、ボランティア等が協働する結果、  
・個々のボランティアはスキルを向上  
・地域では避難生活環境を向上（防災力を向上）  
といった相乗効果を生むシステム

### 現状・課題

1995年の阪神・淡路大震災（ボランティア元年）から四半世紀を経て、優れたスキルを持つ災害ボランティア・NPOが現れている

避難生活での**災害関連死、被災者の尊厳が確保されない状況**

〔熊本地震では、死者のうち災害関連死が約8割(218人/273人)〕

(平成31年4月12日現在)

**専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOが知られていない**

**災害ボランティア・NPOに対する行政や地域住民等の理解不足**

大規模災害時には、

- ・自治体のマンパワー・避難生活支援の専門的スキルが不足
- ・専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOも少数で不足

避難生活支援での**災害ボランティア・NPOと行政の連携・協働が不十分**

- ・大規模災害時は**広域から災害ボランティアが集まるのが困難**
- ・コロナ禍では**地域外の災害ボランティアを受入れることに抵抗感**

### 政策の方向性

避難生活支援・防災人材育成エコシステム\*のフル活用  
(※別紙参照)

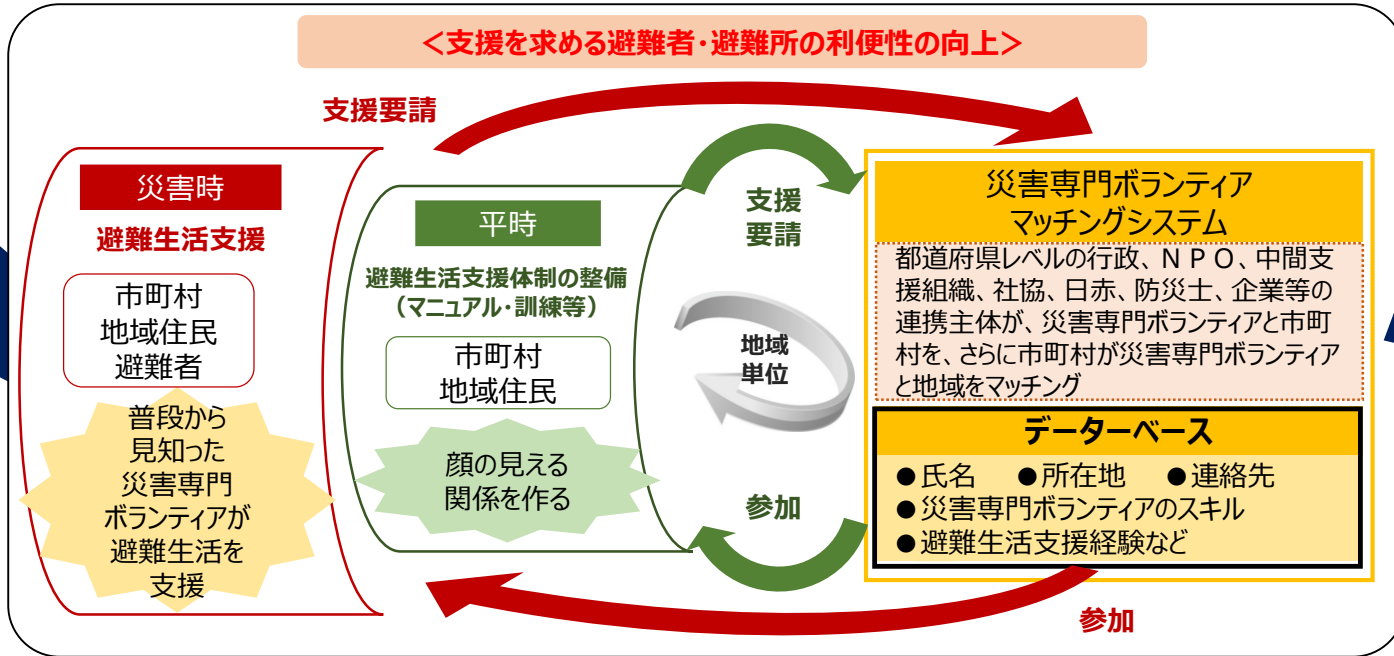
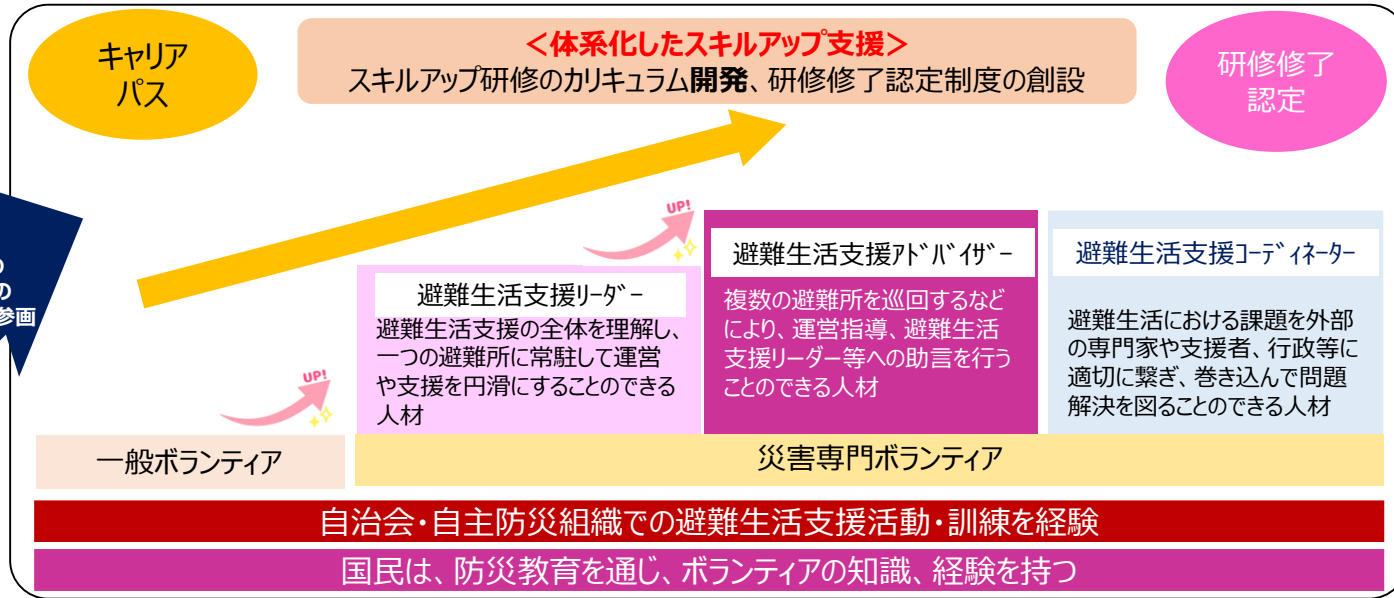
#### 地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援

- 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積み**スキルアップできるキャリアパス・モデルを提示**
- スキルアップのための**体系的な災害専門ボランティアの育成研修、災害ボランティアの信頼と認知度を高める研修修了認定の仕組みを構築**

地域の災害専門ボランティアとの連携・協働による  
地域防災力の向上  
(= 避難生活支援の充実・避難生活環境の向上)

- 避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、**都道府県レベルでの行政、NPO、社協等の連携体制を構築**
- 平時から、**データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチングの実施**
- 災害時の避難生活支援における**災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進**

# 避難生活支援・防災人材育成エコシステム



※ 災害専門ボランティアは、地元地域での活動を基本としつつ、災害の規模や場所に応じ、近隣や遠方の市町村の避難所に赴き活動することもある。

# 「避難生活支援リーダー／サポーター」研修について



- 内閣府では、災害の頻発化、避難の長期化の中、意欲のある地域のボランティア人材に、避難生活環境向上のためのスキルを身につけてもらうためのモデル研修を令和4年度から開始。
- こうした人材が地域で活動できる仕組みづくりを通じて、担い手の拡大と「災害関連死・ゼロ」の実現を目指す。

## 「災害関連死・ゼロ」を目指して

災害の頻発化、超高齢社会到来に伴い、良好な避難生活環境の確保が急務  
 (参考) 熊本地震(H28): 避難所解消まで約7ヶ月、災害関連死が全体の約8割

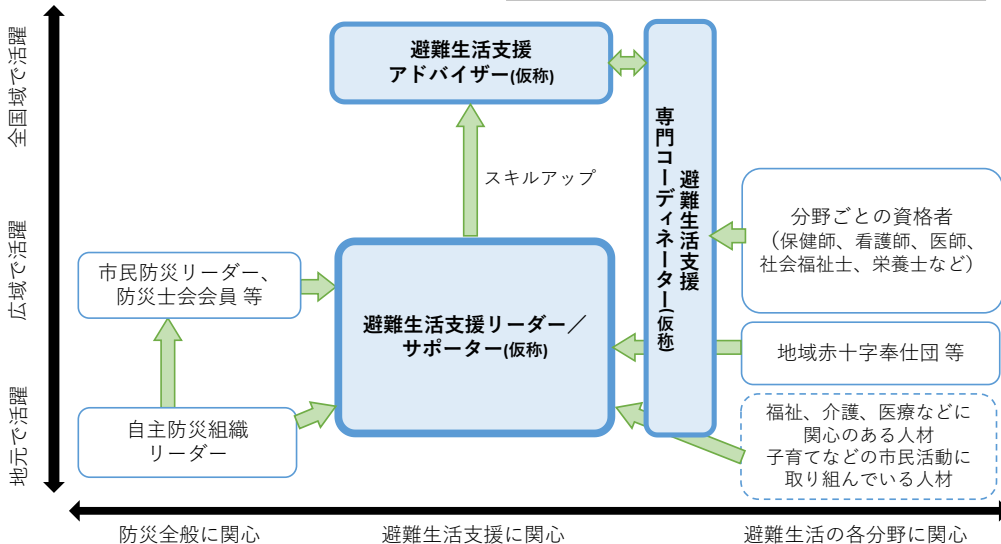
避難所運営は、地縁組織やボランティアの協力を得て、自主的運営へ移行するのが望ましい

避難所は一時的な「生活の場」。避難の長期化に伴うさまざまな課題への対処には、専門のスキルが必要

意欲のある地域の人材に体系的なスキルアップの機会を提供

## 避難生活支援リーダー／サポーターとは

- ・ 避難生活を支援する3つの人材モデル（有識者会議提言）の一つ
- ・ 災害時に避難所に入って支援。全国各地での人材層の拡大が急務



## 研修プログラム・受講者

- ・ 知識だけでなく、対人対応・コミュニケーション力が必要

プログラム	時間	内容（作成中のもの）
①オンデマンド講義	5～10コマ	避難所の課題、体系的知識、被災者の置かれる状況の理解、専門性、行政との連携体制 等
②ワークショップ	1回	コミュニケーション・ファシリテーション 等
③避難所設営演習	1日	避難所レイアウトの実践、感染症対策 等
④避難所設営演習	半日～1日	トイレ等の各種役割、伴走支援、運営者会議の開催、外部支援者の受入れ 等

- ・ 女性、若者、子育て支援者など、幅広い層の参加に期待（左図）

## 人材が活躍できる仕組みづくり

研修終了者は、地元自治体の名簿に名前を登録。平時から避難所運営訓練に参加するなどして、顔の見える関係を構築

大規模災害時には、継続的・継続的な支援が必要。日赤支社、防災士の団体、地元大学・企業などの団体の役割に期待

## 今後のスケジュール

